

## 公園緑地内駐車場等放置自動車処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建設緑政局緑政部が所管する公園緑地等を適正に管理するために、公園緑地内に放置されている自動車又は原動機付自転車（以下「放置自動車」という。）の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、施設の良い保全と快適な環境の維持を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 施設管理者 公園緑地等を管理する道路公園センター所長、霊園事務所長、夢見ヶ崎動物公園園長及び生田緑地整備事務所長をいう。
- (4) 放置 施設管理者の許可なく、不法に相当な期間置かれていることをいう。
- (5) 放置自動車 管理施設内に、発見されてから概ね7日以上放置されていると認められる自動車及び原動機付自転車をいう。
- (6) 所有者等 放置自動車の所有者又は使用者をいう。
- (7) 廃物 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を施設管理者が認定したものをいう。

### (現地調査)

第3条 管理施設内において放置自動車を発見したとき又は通報があったときは速やかに現地調査を行う。その際に、次の事項を行う。

- (1) 自動車及び原動機付自転車の状況を確認できる写真を撮る。
- (2) 登録番号標、車体番号等を確認する。
- 2 当該放置自動車のドア等の開閉が出来る場合においては、車内を調査し所有者等が推定できる書類等の有無を確認する。なお、この調査で発見された有価物については遺失物として扱う。
- 3 調査後、確認できた内容を記載した放置自動車調書（第1号様式）を作成する。なお、当該放置自動車についての経過や対処については調書に記載し保存する。

### (警告書の貼付)

第4条 放置自動車と認められた場合、放置自動車の所有者等に対し当該物件の撤去を促す警告書（第2号様式）を当該放置自動車に貼付する。

### (所有者等の調査)

第5条 施設管理者は、第3条により作成した放置自動車調書を基に所有者等の調査（第3号様式）を行うとともに、所轄警察署に当該物件の犯罪性の有無について照会（第4号様式）を行う。

- 2 前項の調査の結果、当該放置自動車に犯罪性が判明したときは、所轄警察署の指示に従う。

3 第1項調査により所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し撤去命令書（第5号様式）により当該放置自動車の撤去を命ずることができる。

（所有者等情報のない放置自動車の取扱い）

第6条 管理施設内の放置自動車のうち、登録番号標等がないため所有者等の調査を行えない放置自動車については、前条第2項による確認後、第8条の規定に基づき公告等の手続きを行う。

また、当該放置自動車を廃物と認定し期日までに処分する旨の撤去通告書（第6号様式）を貼付する。

（火災処理）

第7条 火災により破損した放置自動車については所轄警察署とその処理について協議を行う。

（公告）

第8条 放置自動車の所有者等の調査及び照会をした結果、所有者等が判明しない場合は、施設管理権に基づき当該放置自動車を14日後に処分する旨の公告の手続きを行う。

2 施設管理者は前項の公告を行うと同時に放置自動車に撤去通告書（第6号様式）を貼付する。

（廃物認定）

第9条 施設管理者は、所有者等が特定できなかつた放置自動車について、別途川崎市放置自動車対策連絡協議会設置要綱第2条（5）で定めた廃物認定基準に基づき廃物認定を行う。

（処分）

第10条 施設管理者は、第9条の規定に基づき廃物認定された放置自動車の撤去及び処理を速やかに行う。

ただし、施設管理者が必要と判断する場合については、第9条の廃物認定後、所有者等の調査を行い所有者等が判明した場合は適切な処理を行う。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、施設管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。